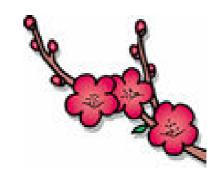
関島事務所便り

労働保険・社会保険・労働問題・年金相談 各種許認可申請・相続・内容証明文書作成

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 3

電話: 03-3609-7668 FAX: 03-3609-0404

E-mail: sr8sekijima@yahoo.co.jp



2008年2月号

名ばかりの「管理職」に警鐘

マグドナルド店長判決

「店長を管理職として扱い、残業代を払わないのは違法だ」として、日本マグドナルドの店長がその支払いを求めた裁判で、東京地裁は1月28日、「店長の職務内容から管理職とはいえない」と判断。同社に755万円の支払を命じました。

判決では、店長にはアルバイトの採用など一定の権限はあるが、「権限は店舗内に限られ、経営方針の決定に関与しているとはいえない」とし、出退勤についても、実際には「法定労働時間を超える時間外労働を余儀なくされる」と指摘し、年収なども「管理職の待遇としては不十分」と判断していると報じられています。

この判決は、名ばかりの管理職に警鐘を 鳴らしたものといえ、外食産業はじめ多く の企業に影響をあたえると見られます。 労働基準法41条で定める「管理監督者」は、労働時間や休憩、休日については同法の規制の対象外となっています。厚生労働省の通達によると、「管理監督者」に当たるかの基準は、①労務管理などで経営者と一体の立場にあるか、②賃金や勤務形態が優遇されているかです。

紳士服のコナカでは、元店長から残業代を支払うよう申立てられ、労働審判で600万円を支払って解決。労働基準監督署から是正指導を受け、昨年店長全員を管理職からはずしたといわれます。

企業としては、今後、賃金体系を改定し、 定額時間外賃金制の導入などで対応するも のと見られます。この場合でも、個々の労 働者の労働時間の把握は必要とされていま す。



重婚的婚姻関係の遺族年金



私は内縁の妻ですが、夫と10年間事実上の夫婦として暮らしています。 夫には戸籍上の妻がいますが、夫婦の実態はその間形骸化したままです。 夫が死亡した場合の遺族厚生年金は、どちらに支給されるのでしょうか。

長年にわたり本妻との婚姻関係が形骸 化しており、内縁の妻との生計維持関係が 確認できれば、内縁の妻に遺族厚生年金が 支給される。

1 重婚的内縁関係とは

民法では、戸籍上の配偶者がいる場合には、事実上の配偶者がいても婚姻の届け出はできません。しかし、戸籍上の配偶者がいるにもかかわらず、実態は他の人と事実上の婚姻関係があり、夫婦生活を営んでいる場合があります。このような関係を「重婚的内縁関係」といいます。

2 重婚的内縁関係の場合の年金

年金の決定時においては,配偶者の認定 に際し「概ね,10年以上戸籍上の配偶者 と音信や生計関係のない事実上の離婚状態 が継続し(形骸化),かつ事実上の配偶者と その間継続して実態の夫婦関係が確認でき る場合」には,事実上の配偶者を年金にお ける配偶者として認定しています。形骸化 しているとは,双方に離婚の合意があって 別居しているか,または離婚の合意がなく ても長期間別居が継続していて,経済的な 依存関係がないこと,音信,訪問等の事実 がないことをいいます。年金の請求時には, 法律婚の実態,内縁関係の審査を当事者等 から聴取するなどして実態調査が行われています。

3、生計維持関係について

- ① 生計が同一で収入要件850万円未満 (概ね5年以内に850万円未満になる者 も含む:所得では655.5万円未満)の 者を「生計を維持していた者」として認め ています。
- ② 死亡当時に上記の年収要件を超えていても、「概ね5年以内」に年収850万円未満となることが、既定の事実となっている場合には、生計を維持していた者として認定されます。

4、離婚分割の請求も

質問の場合、10年もの間、事実上の配偶者として生計維持関係があり、夫と戸籍上の妻との婚姻関係は形骸化していることから、この状態で夫が死亡すれば、あなたが遺族厚生年金の受給権者とされるでしょう(但し、事実上の配偶者の証明が必要)。

また、平成20年4月1日以降に国民年金の第3号被保険者期間を有する場合は、第2号被保険者の標準報酬記録の2分の1について、離婚(内縁解消)時の3号分割の請求ができます。







●08年度の年金額を据え置き

厚生労働省は25日、2008年度の国民年金(基礎年金)と厚生年金の給付額について、前年度と同じ額に据え置くと発表した。2007年平均の全国消費者物価指数(生鮮食品を含む総合指数)が対前年比0.0%と物価の伸びに変動がなかったため。その結果、老齢基礎年金の額は79万2100円と据え置かれる。(1月25日)

●退職者情報を自治体に通知

厚生労働省は、企業や役所を退職した人が国 民健康保険への加入手続をとらず「無保険」と なるケースを減らすために、国保の対象となる 退職者の情報を、国保を運営する全国の市町村 に通知する仕組みを新設することを決定した。 2008 年度中にも実施される見込み。(1月 24 日)

●生活保護受給高齢者の半数以上が無年金

生活保護を受けている約 55 万 6,000 人の高齢者(2005 年時点で 65 歳以上)のうち 52.9%に相当する約 29 万 4,000 人が、公的年金を受け取ることのできない無年金者であることが、厚生労働省の調査で明らかになった。年金制度の役割を税金で賄っている実態が明らかとなったかたちで、無年金の高齢者は今後も増える見通し。(1月 22 日)

●社会保険職員が年金記録の改ざんを指導

厚生年金の加入記録改ざん問題に関して、社

会保険事務所職員が保険料の徴収実績を上げるため、保険料を滞納している事業所に「全喪届」の届出を勧めたり、標準報酬月額の引下げを指導したりしていたことが、職員らの証言で明らかになった。これらの改ざんにより、従業員の年金額が本来より減額されて支給されるケースが出てくる可能性がある。(1月12日)

●厚年保険料未納対策を強化

厚生労働省は、2008 年度から厚生年金保険料を納付しない企業を社会保険庁の職員が個別訪問するなどして、未納対策を強化する方針を示した。納付を促すほか、未納企業には差押さえなどの強制徴収を行う。2006 年度末時点で9万7,427事業所が未納だった。(1月10日)

●3回以上の雇用契約更新で解雇予告義務化

厚生労働省は、有期雇用労働者の解雇規制を 強化するため、企業が雇用契約を3回以上更新 した場合において、次に契約を更新しないとき には契約終了の30日前までの予告を義務付け る考えを明らかにした。現行制度では雇用され て1年以内の有期雇用労働者に対しては事前 の予告の必要がない。同省では「有期労働契約 の基準」(労働基準法に基づくもの)を改正し て3月から適用する方針。(1月5日)



分りにくい「ねんきん特別便」 見直し策

この3月までに「ねんきん特別便」が届 く人は、年金漏れになっている可能性が極 めて強い年金受給者の方です。

これらの人は、宙に浮いている記録と氏名、 生年月日等が一致または同一と推定される人 です。安易に「訂正がない」として返送するの でなく、社会保険事務所に出向くなどし、確か めることが必要です。**当事務所でも、見方に ついて、相談(無料)に応じています。**

厚生労働省は、分りにくいと批判され、「ねん きん特別便」の見直し策を実施します。

- ① 2月6日送付分から、読み方を説明した参考文書を「特別便」に同封する。
- ② 参考文書は加入記録の記載例をモデルにして、漏れている記録がある可能性が高い期間を赤字や青字で強調。受けとった人が、これを見ながら、自分の加入記録に漏れがないか確認しやすいようにする。

しかし、「特別便」そのものの記載は変更しないため、わかりにくいという根本的な欠陥はかわりません。

また、社会保険事務所に相談に訪れた人への対応方法を改め、昔の記憶を呼び起こしてもらうようにするとし、1月末から対応を切り替えます。

厚生労働相によると、相談に訪れた人で、漏れている記録の持ち主である可能性が高い場合、まず加入期間の年月、加入年金制度の種別について情報提供をします。さらに、記録の持ち主でないことが明白な場合を除き、国民年金であれば居住市区町村名を、厚生年金

であれば、事業所の所在地や業種、名称を伝えて本人に確認してもらうとしています。

特別便は、昨年12月に送付を開始。来月6日までに約108万件が送付済みとなる予定ですが、これまで送付済みのものについても参考文書を添えて、送りなおします。

送付された記録に**訂正がある場合と、訂正** がない場合の対処方法は下図のとおり。

訂正がある (記載されていない加入期間がある。記載内容に誤りがある。)

「年金加入記録照会票」に必要事項をご記入いただき、「確認はがき」を切り取らず"訂正がある"を○で囲んでください。





- ●「年金加入者記録照会票」に年金証書を添えてお近くの社会保険事務 所でお手続きください。
- ●社会保険事務所へ来所できない場合は、下記の「ねんきん特別便専用 ダイヤル」へご連絡ください。(郵送による手続き方法等をご案内します)



社会保険事務所の記録の確認を行い、年金額が変更となる場合は、年金額の改定手続きを行います。

訂正がない (年金受給者・現役加入者とも)

「年金加入記録照会票」から「確認はがき」を切り取って"訂正がない"を○で囲み、提出年月日、氏名をご記入の上、返送してください。以上で記録が確認されます。





ねんきん特別便専用ダイヤル 0570-058-555

IP 電話・PHS からは「03-6700-1144」